

東京税理士會 懇談會

◎日時：2018年 8月 10日

午後 3時 ~ 6時

◎場所：ソウル地方税務士會

2層 大會議室

ソウル地方税務士會

目次

1. 會 順.....	3
2. 東京税理士會 参席 任員 名單.....	4
3. ソウル地方税務士會 参席 任員 名單.....	5
4. 東京税理士會 質問事項.....	7
5. ソウル地方税務士會 答辯.....	9
6. ソウル地方税務士會 質問事項.....	18
7. 東京税理士會 答辯.....	20

會 順

一. 開會辭(司會：國際理事)

一. 紹介(兩國 參加者 紹介)

一. 挨拶

◆ 林采龍 會長

(ソウル地方稅務士會)

◎ 西村 新 會長

(東京稅理士會)

一. 懇談會

一. 記念品 贈呈

一. 記念攝影(稅務士會館 玄關)

東京税理士会 協議会出席者

	写真	職位	氏名	韓国語
1		会長	西村 新	니시무라 아라타
2		副会長	鈴木 雅博	스즈키 마사히로
3		副会長	足達 信一	아다치 신이치
4		専務理事	加藤 眞司	가토 신지
5		総務部長	山中 孝一	야마나카 코이치
6		調査研究部長	土屋 栄悦	쓰치야 에이에쓰
7		国際部長	浅見 哲	아사미 사토시
8		国際部副部长	相川 克二	아이카와 가쓰지
9		国際部副部长	山元 俊一	야마모토 슌이치
10		国際部委員	神田 宗豪	간다 무네츠요
11		事務局	荒瀬 肇	아라세 하지메

서울지방세무사회 참석 명단

	寫眞	職位	姓名	日文
1		會長	林采龍	イム・チェリョン
2		副會長	鄭鎭泰	チョン・ジンテ
3		副會長	丁海旭	チョン・ヘウク
4		會員理事	崔春鎬	チェ・チュンホ
5		弘報理事	宋宜宗	ソン・ウイジョン
6		業務理事	金鍾淑	キム・ジョン스ク
7		研修理事	李英美	イ・ヨンミ
8		研究理事	李注星	イ・ジュソン
9		國際理事	金俊錫	キム・ジュンソク
10		研修教育 委員長	吳義植	オ・ウイシク

ソウル地方税務士會 參席 任員 名單

11		弘報委員長	朴利惠	パク・リヒエ
12		國際協力 委員長	鄭均泰	チョン・ギョнде
13		監理委員長	金正焄	キム・ジヨンファン
14		國際協力委員	金淀植	キム・ジヨンシク
15		國際協力委員	慶準鎬	キョン・ジュンホ
16		國際協力委員	金喆勳	キム・チョルフン
17		國際協力委員	金鍾球	キム・ジヨング
18		國際協力委員	趙仁正	チョ・インジョン
19		國際協力委員	趙德熙	チョ・ドクファイ
20		國際協力委員	金志洵	キム・ジウォン

ソウル地方税務士会への質問事項

1. 税務行政の変化への対応について

文政権による税制改正の特徴やそれが租税実務に与える影響、さらには、税務士の業務や税務士会の対応がどのように変化するかなどについて教えていただきたい（日本と異なる制度である大統領制による違いを前提として）。

この質問は、文政権の経済政策が税制などに及ぼす影響、その中で税務士はどのように変化に対応するのか、さらにどのような方法でビジネスチャンスを見出しているかとの観点からお聞きするものです。

2. 租税教育などの税知識（義務と権利など）の普及について

日本では租税教育の一環として、全国で税理士による租税教室が行われているほか、税理士会が大学に寄附講座を開設しています。

韓国においては、租税教育について、どのような取組みが行われているのか、税務士や税務士会などの関与の状況を含めて現状や課題を教えてください。

また、税務行政などへの税務士及び会以外の民間からの協力など、韓国独自の制度や仕組みがある場合には、その内容についても教えてください。

3. 電子インボイス制度導入後の状況について

電子インボイス制度導入後における実務上の課題、論点、問題点について、昨年の協議会開催時以降の変更点や変化の状況を中心に行政サイド、納税者、税務士それぞれの立場から、ご意見を教えていただきたい。

また、税務士業務において、AI的機能の発達の動きをどのように取入れ、活用しているのか、韓国の現状について教えていただくとともに、将来予測などについてお考えを伺いたい。

ソウル地方税務士会の返答

★ ソウル地方税務士会発表事項1

◎ 文在寅政府の税務行政変化による対応

文在寅政府の税法改正の基本方向は雇用の創出、所得再分配、税収基盤の拡充に力を置いて推進している。

良質の雇用を増やす企業に実質的な支援ができるように現行の租税支援制度を雇用を中心に全面改編し、所得再分配の改善のために高所得層に対する課税を強化させると同時に庶民と中産層の税負担は縮小し、財政の積極的な役割を実行するための税収基盤の拡充を推進することによって、雇用の拡大及び両極化の解消を通して持続的な国民成長を図る方向に改正。

1. 雇用支援

雇用のない成長が深化し、青年・女性の就職ネックが改善できない中、大企業-中小企業、正規雇用-非正規雇用などの雇用市場の両極化も深化している。

⇒ 良質の雇用を多く増やせるほど税制上の優遇措置をより受けられるように全面的に再編成し、「雇用-分配-成長」の好循環の仕組みを復元させる。

(1) 雇用創出に対する税制支援の拡大

- ・ 新規雇用を創出するための効用増大税制を新設
- ・ 中小企業の社会保険料の税額控除を拡大
- ・ 勤労脆弱層の再雇用に対する税制支援の拡大
- ・ 地域雇用の創出に対する税制支援の拡大
- ・ 外国人投資企業の雇用創出に対する税制支援の拡大

(2) 雇用の質を高めるための税制支援の拡大

- ・ 賃金が増加した中小企業に対する税制支援の拡大
- ・ 非正規職を正規職に転換した企業に対する税制支援の拡大
- ・ 中小企業の就職・勤務者に対する税制支援期間の延長
- ・ 勤務時間を短縮する企業に対する税制支援の拡大

(3) 創業、ベンチャー企業の育成など雇用基盤拡充支援

- ・ 雇用創出型創業、ベンチャー企業に対する税制支援の拡大
- ・ 中小企業の支援税制を雇用に合わせた改編
- ・ 再起自営業者、ベンチャー創業者に対する税制支援の拡大

2. 所得再分配及び課税衡平の向上

(1) 高所得層に対する課税強化

- ・ 所得税の最高税率の調整

* (対象人員) 9.3 万人：勤労 2.0 万人(上位 0.1%)、
総合 4.4 万人(上位 0.8%)、譲渡 2.9 万人(上位 2.7%)

課税標準区間	現行税率	改正案
1,200 万ウォン以下	6%	(左同)
1,200 万～4,600 万ウォン	15%	
4,600 万～8,800 万ウォン	24%	
8,800 万～1.5 億ウォン	35%	(左同)
1.5 億～3 億ウォン	38%	
3 億～5 億ウォン		
5 億ウォン超過	40%	42%

* OECD 国家のうち、単一税率国家(東側諸国 5 カ国)、連邦国家など
国税比重が低い国家(スイスなど 5 カ国)を除いた 25 カ国の平均は
41.9%(地方税含め 47.1%)

- ・ 大株主の株式譲渡所得に対する課税の拡大
- ・ 事業独占に対する贈与税の課税強化
- ・ 相続、贈与税申告の税額控除縮小
- (2) 庶民・中産層の税制支援の拡大
 - ・ 勤労・子供奨励金(手当)支給拡大
 - ・ 住居安定のための税制支援拡大
 - ・ 医療費の税額控除(15%)拡大
 - ・ 孝行奨励のための税制支援拡大
 - ・ 出産・保育のための税制支援拡大

3. 税務士業務の変化及び韓国税務士会の対応

(1) 税務士の業務は

- ① 所得再分配関連の税法改正によって、高所得者及び高資産家を対象に譲渡・贈与・相続などの財産税制関連の節税コンサルティングの業務が増加。
- ② 雇用安定資金申請業務の代行手数料の収益が発生。

(2) 韓国税務士会では

- ① 財産税制関連の会員教育を強化させ、会員が関連業務を行うことに万全を期し、
- ② 雇用支援関連の税制支援が拡大され、政府主管部署である国税庁と雇用労働部および中小ベンチャー企業部との教務強調及び交流を拡大し、青年創業企業支援の税務会計サービスパウチャー主管部署に選定され、青年創業企業の税務代行を通じた会員収益の創出及び税務士のイメージを高めることに役立つ。

★ ソウル地方税務士会発表事項2

◎ 韓国の租税教育に関する現況と課題

1. 韓国の租税教育現況

(1) 商業系高等学校

税務会計分野に就職を希望する学生たちのために教師が税務会計を教育します。学生たちは韓国税務士会が主管する電算税務資格試験を受け、卒業前に資格を取得し、就職します。

(2) 大学

税務会計学科で教授が税務会計教育を行います。税務士が兼任教授として活動することもあります。

(3) キャリアスクール

税務会計分野に就職を希望する一般人は、韓国税務士会が主管する電算税務資格を取るため、キャリアスクールで教育を受けます。

(4) 商工会議所

企業の役職員を対象に、商工会議所から税金関連などの多様な教育を無料で実施しています。税務士が講師として活動することもあります。

(5) 国税庁

国民の税金教育のために各種の案内冊子を作って国税庁ホームページへ載せます。税金申告期間には事業者には申告関連の留意事項や節税Tipなどを含む個別案内文を送ります。

事業初期の零細自営業者のための創業者メンタリング制度を運営していますが、メンター税務者に志願した税務士が無料でメンタリングをします。

(6) 小商工人振興公団

小商工人士官学校で予備創業者を募集し、創業のための教育を提供します。

(7) 税務士会

税務士及び税務士事務所の職員のために随時教育を実施します。一般国民のための教育は別途実施していません。

2. 税務士会の租税教育の関与状況

税務士が個人的に大学や塾、商工会議所で講義をしていますが、税務士会は一般人への租税教育に関与していません。

3. 韓国の租税教育の課題

初期の企業のCEOもしくはCFOのための体系的な税金教育が国税庁や税務士会で多様に行われることが必要だと思います

★ ソウル地方税務士会発表事項3

◎ 付加価値税の電子インボイス導入による業務上の課題及び対応状況と将来の税務士業務の行方について

1. 税金計算書制度の概要

韓国は1977年7月1日に付加価値税を導入し、付加価値税の納付税額を計算する仕組みとして「税金計算書制度」を導入。

(1) 売上税額は財貨や役務売上額の10%を買い主より財貨の価格以外に追加で取引徴収し、

(2) 財貨や役務の仕入れの際に取引徴収された仕入税金計算書上の付加価値税額を差引いて納付する税額を計算する「前段階仕入税額控除」の構造を採択。

2. 税金計算書制度の導入後の問題点

財貨や役務供給者が市場の支配の構造上に独寡占会社の場合には供給の際に付加価値税を取引徴収しやすいが、反対の場合には買い主より取引徴収することができず、売上者が負担しなければならないという問題がある。

(1) 実物の取引がなく、架空の税金計算書によって付加価値税を還付してもらう資料商が登場。

- 売上付加価値税の納付ができてない状態で仕入付加価値税の控除だけをもらう問題が発生。

(2) 売り掛けの場合

- 売掛代金が回収されないと付加価値税が回収されないが、売掛代金

が回収されてない状態で付加価値税の申告納付時期が到来すると、

- 税金計算書を発行する事業者はいったん売上金に対する付加価値税を納付しなげばならず、
- 仕入者は買入取引代金を支給しなくても付加価値税の申告の際に仕入税金計算書を受け取ることになり、
- 付加価値税を既納付税額として控除をもらうことができ、財貨や役務の取引関係において相対的な弱者だけが被害を受けるケースが発生。

(3) 財貨を仕入れた後にそれを輸出したり売り上げたとしても、仕入れに関する税金計算書を受け取れない場合、仕入税額を控除してもらうことができない。

(4) 財貨の供給時点と税金計算書の作成時点が一致しない場合、仕入税額控除を認めず、多くの争いが発生(現在は緩和されている)。

3. 電子税金計算書の導入時期

事業者別	導入時期	導入内容
法人事業者	2011.1.1 以降	- すべての法人(全体納税者の100%)
個人事業者	2012.7.1 以降	前年収入金額10億ウォン以上(全体納税者の1%)
	2014.7.1 以降	前年収入金額3億ウォン以上(全体一般課税者の7.5%)
	2017.1.1 以降	免税事業の収入金額がある場合、課税収入が3億ウォン未満の場合にも免税収入金額が10億ウォンを超えたり免税・課税収入金額の合計額が10億ウォンを超える場合には電子税金計算書の発給対象である。

	2019.7.1 以降	直前年度の事業場別財貨及びサービスの供給価格(免税供給価額を含む)の3億ウォン以上の場合は電子税金計算書の発給対象である。
--	----------------	---

4. 導入時のインセンティブと不履行時の制裁

(1) メリット：2年間電子税金計算書発行の税額控除1件当たり200ウォン(100万ウォン限度)

(2) 制裁：① 電子税金計算書の未発行加算税：供給価格の2%

② 電子税金計算書の代わりに紙での税金計算書を発行する場合:

- 供給価格の1%の加算税

③ 電子税金計算書の課税期間の翌月11日まで未転送の場合:

- 供給価格の1%の加算税

④ 電子税金計算書を課税期間の翌月11日まで転送する場合:

- 供給価格の0.5%の加算税

5. 導入当時における業務上の課題

(1) 取引先における案内と広報：取引先に対する自主広報及び懇談会を通して電子税金計算書の発行による留意点や準備事項を案内及び広報する。

(2) 取引先に対する電子メールとインターネット環境造成を勧奨：非営利法人および高齢者が事業者である場合の電子郵便(E-mail)及びインターネット環境案内

6. 税務士業務の行方

(1) 従前：税金計算書発行 税金計算書の税務事務所への提出
(税務事務所)取引先別税金計算書合計表の作成および申告とともに、
税金計算書合計表を提出

(2) 現行：電子税金計算書発行 国税庁HomeTaxサイトへ転送 (税務
事務所)国税庁HomeTaxサイトより取引先別税金計算書合計表をダウンロー
ドし、申告とともに税金計算書合計表を添付し電子申告提出

① 長所

a. 納税者が税務士に関連資料の提出を落としても補完することができる。取引先が申告課税期間の間に電子税金計算書を授受したすべての取引状況を受任した税務士が国税庁HomeTaxを通して確認可能なので、取引先が関連資料を落としてもより正確な申告書を作成することができる(ほとんどの修正申告の事由を事前に防ぐことができる)。

b. また、以前の紙による税金計算書の発給の際より税金計算書合計表を作成・提出する業務が大幅に簡素化され、事務職員1人が行う取引先の件数が大幅に増加し、それによって人件費の上昇効果を相殺することができる。

c. 税金計算書の発給時期が月単位に短縮される効果が発生し、税金計算書の発給及び受け取り業務が速やかにできるところによって取引関係が透明化される。

d. 税務士に対する税金計算書の発行業務の依存度が縮小される。

② 短所：取引先の税務事務所の変更が頻繁になる。

東京税理士会への質問事項

1. 東京税理士会では会員のためにどのような福祉事業を展開していますか。

特に日本も韓国と同様だと思われませんが、会員全体の中で70代以上の高齢会員がかなり多い数を占めています。そのため、貴会ではこのような高齢会員のためにどのような支援をしているか知りたいです。

また、高齢会員の名義貸し行為も問題になっているところで、この件に対する対策と高齢会員と若い会員の間での違和感の緩和及び交流のための努力もされているか気になります。

2. 税理士業界の変化の流れとその対応方策に関して

韓国でも今までの情報技術(information Technology)の急激な発展を超え、最近では人工知能(artificial intelligence)がテーマとして浮上しています。また、国税庁はビックデータ(Big Data)を活用した科学的分析システムを国税行政で積極的に反映することを決めるなど、第4次産業革命が税務業界に及ぶ影響に関して関心が高まるとともに、少しずつ論議も出てきています。日本でもこのような論議がなされているのであれば、その内容と税理士会の立場としてどのような対応方策を準備しているか教えていただきたいです。

3. 書面添付制度(税理士法第33条の2)及び意見聴取制度(同法第35条)の運用現況に関して

納税者の税務申告の誠実度を高めるための制度の一つとして、日本では税理士法の規定に基づく書面添付制度によって申告書が税法などが適正に作成されたかどうか、及び、課税標準計算の具体的な内容などに対して税理士が記述し署名捺印する書面添付制度があって、このような書面を提出した場合には国税庁からの税務調査の際に、まず担当税理士に意見を聴くことにする意見聴取制度があると知っております。

このような制度の具体的な内容(義務化の可否、制度利用の現況、長・短所、税理士の収益発生の可否など)に関して知りたいです。

ソウル地方税務士会から東京会への質問事項の回答

1. 東京税理士会では会員のためにどのような福祉事業を展開していますか。

特に日本も韓国と同様だと思われませんが、会員全体の中で70代以上の高齢会員がかなり多い数を占めています。そのため、貴会ではこのような高齢会員のためにどのような支援をしているか知りたいです。

また、高齢会員の名義貸し行為も問題になっているところで、この件に対する対策と高齢会員と若い会員の間での違和感の緩和及び交流のための努力もされているか気になります。

- 本会としては、年齢を問わず、スポーツやレクリエーション関係事業（野球大会、ゴルフ大会、囲碁、将棋、テニス、釣、サッカー、ボウリング、フットサル）を通じて、会員相互の福利厚生及び親睦を図っているが、高齢会員を対象とした特段の支援は行っていない。また、各支部の常会や本会同様の厚生事業の実施により、人的交流の違和感はないと思われる。但し、業務においてはITC化の対応においてギャップがあることは事実である。
- 名義貸し行為等の非違行為については、その予防、摘発等を行うため、年齢に関わらず、日頃から情報収集・交換、注意喚起に努めるとともに、関係機関との連携を通じてより実効ある活動を行っている。平成27年からの証票定期交換が有効に機能していると思われる。
- 日本においては、会員の最も多い年齢層は「60歳代」で、会員の約半数が60歳以上となっており、税理士業界は高齢層が中心となっている。

(単位：%)

区分		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	無記入	合計
平成26年調査	全国	0.6	10.3	17.1	17.8	30.1	13.3	10.4	0.5	100.0
	東京会	0.8	13.6	21.9	17.8	25.1	12.2	8.5	0.1	100.0

(出典) 第6回税理士実態調査報告書(日本税理士会連合会)

このように、会員の高齢化に伴い、事業承継問題が大きくなってきており、税理士事務所の法人化、事業合併や事業譲渡をするケースが増えている状況にある。

今後、税理士会が円滑に事業承継を進めるための仕組み作りなどの施策を検討すべきではないかと考えているが、会員の高齢に伴う死亡や長期療養中にせ税理士行為が行われるのではないかと危惧する意見もある。

- なお、税理士試験の受験者数と受験者年齢の推移をみても、受験者数が減少するなかで、「41歳以上」の受験者が増加している状況であり、今後も、税理士の高齢化が続くものと思われる。

(上段：(%)、下段：人)


試験 年度	受験者数	受験者の年齢別				
		25歳以 下	26～30 歳	31～35 歳	36～40 歳	41歳以 上
平成 25年 度	(100.0) 45,337 [100.0]	(14.8) 6,712	(20.6) 9,352	(21.3) 9,643	(18.0) 8,149	(25.3) 11,481
平成 26年 度	(100.0) 41,031 [90.5]	(13.5) 5,547	(19.5) 8,005	(20.9) 8,570	(18.2) 7,460	(27.9) 11,449
平成 27年 度	(100.0) 38,175 [84.2]	(12.7) 4,840	(18.6) 7,092	(20.1) 7,686	(18.3) 6,986	(30.3) 11,571
平成 28年 度	(100.0) 35,589 [78.5]	(12.5) 4,451	(17.9) 6,380	(19.4) 6,918	(17.9) 6,351	(32.3) 11,489
平成 29年 度	(100.0) 32,974 [72.7]	(12.0) 3,960	(17.1) 5,626	(19.0) 6,270	(17.6) 5,798	(34.3) 11,320

(出典) 国税庁ホームページ

2. 税理士業界の変化の流れとその対応方策に関して

韓国でも今までの情報技術(information Technology)の急激な発展を超え、最近では人工知能(artificial intelligence)がテーマとして浮上しています。また、国税庁はビックデータ(Big Data)を活用した科学的分析システムを国税行政で積極的に反映することを決めるなど、第4次産業革命が税務業界に及ぶ影響に関して関心が高まるとともに、少しずつ論議も出てきています。日本でもこのような論議がなされているのであれば、その内容と税理士会の立場としてどのような対応方策を準備しているか教えていただきたいです。

- 税理士の業務等のICT活用推進を支援するため、啓発のための講座やセミナーを開催するとともに、ICT化に資するための関連情報について、ホームページやメール等において周知を図っている。
- 最近では、法人税等の電子申告義務化に向けた必要な施策を実施し、会員の業務及び会員の事務所のICT化を推進することとしている。
- クラウド会計や、銀行データの自動取り込み等、特に会計記帳業務部分の変化が著しい。基本的には会員個々の、自身の業務にかかわる部分なので、強制的に指導できるものではない。本会としては、一般納税者に誤解を与えるようなソフト会社等の広告をしっかりと監視していく。
- 韓国では、「電子申告の義務化は行われていないが、電子申告利用割合は、各税目とも90%を超える高い水準となっている。」と聞いているが、税務行政の電子化の推進について、日本において参考となる情報があれば、教えていただきたい。

[別添] 税務行政の将来像」に関する最近の取組状況 (国税庁) 

「税務行政の将来像」 に関する最近の取組状況

平成30年（2018年）6月20日
国 税 庁

はじめに ～「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況～

- 財務省設置法第19条には、国税庁の任務として、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現が定められており、申告納税制度の下で、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することが、国税庁の使命とされています。そのため、国税庁では、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様が不公平感を抱かないよう、適正・公平な課税・徴収に努めています。
- 税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、今後とも、納税者の皆様の理解と信頼を得て、国税庁の使命を十分に果たしていくためには、その時々における課税・徴収上の個々の課題に的確に対応していくことはもとより、税の執行上の課題を中心に税務行政の透明性の観点から、中長期的に目指すべき将来像について国税当局として考えていることを明らかにし、着実に取り組んでいくことが重要と考え、平成29年6月に、「税務行政の将来像」（以下、「将来像」という。）として取りまとめ、公表したところです。
- 将来像は、「納税者の利便性の向上（スムーズ・スピーディ）」と「課税・徴収の効率化・高度化（インテリジェント）」を柱に、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、概ね10年後のイメージを示したもので、その実現に向けましては、AI技術等のICTを活用しながら、段階的に取り組むこととしております。
- 今回は、昨年6月の「将来像」公表から約1年が経過したことを踏まえ、これまでの間に具体的に実現した取組を紹介するほか、併せて、これまでの検討の中で、施策のイメージが具体化したものを紹介します。

平成30年（2018年）6月20日
国 税 庁

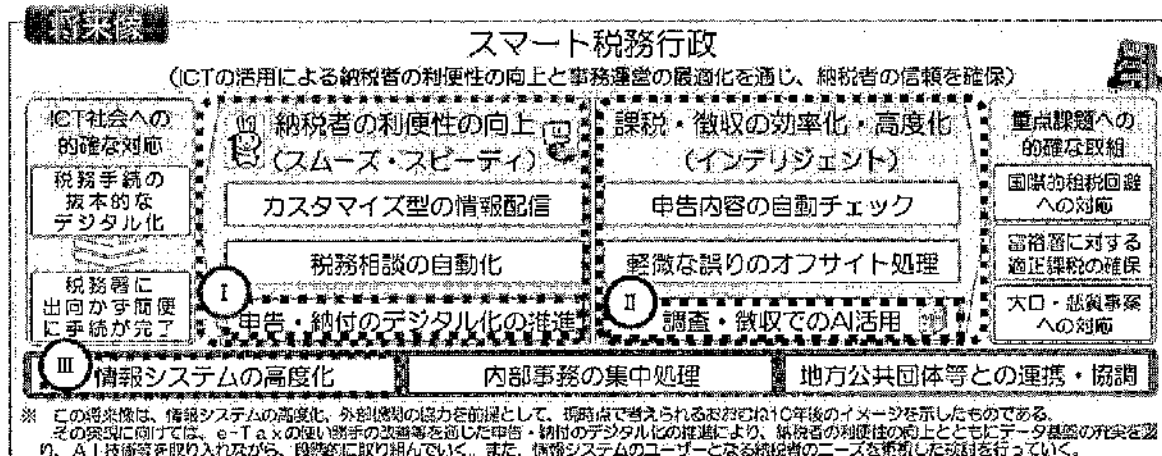
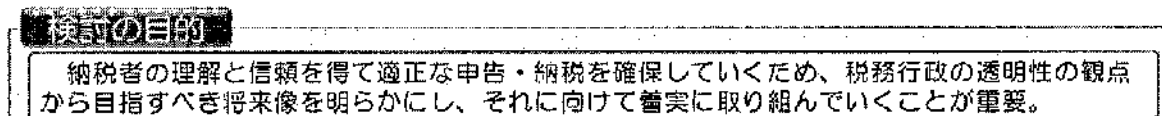
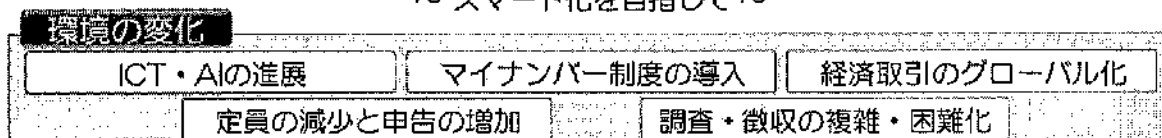
CONTENTS

はじめに	1
税務行政の将来像～スマート化を目指して～（2017年版）【抜粋】	3
I 納税者の利便性の向上（スムーズ・スピーディ）	4
申告手続のデジタル化の推進（個人の皆様向け）	4
【取組例①】スマートフォン・タブレットによる電子申告	5
【取組例②】e-Tax利用手続の簡便化	6
【取組例③】年末調整手続の簡便化	7
申告手続のデジタル化の推進（法人の皆様向け）	8
【取組例④】法人の電子申告に必要な電子署名の簡便化	9
【取組例⑤】イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存不要化	10
【取組例⑥】法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化	11
【取組例⑦】国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化	12
納付手続のデジタル化の推進	13
II 課税・徴収の効率化・高度化（インテリジェント）	14
調査・徴収事務でのICT・AI等活用のイメージ	14
調査・徴収事務でのICT・AI等活用に向けた現在の取組	15
III 情報システムの高度化	16
将来像実現に向けた情報システムの高度化のイメージ	16
IV 参考計数・リンク集	17

2

「税務行政の将来像」 ～スマート化を目指して～

2017年版
【抜粋】



3

申告手続きのデジタル化の推進（個人の皆様向け）

将来像の実現に向けて（最近の取組）

税務署に出向かず申告手続きが完了します！

○ スマートフォン等による電子申告を可能に。

→ 利用者の多い一般的な給与所得者の医療費控除又はふるさと納税等による還付申告を対象に、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にスマートフォン・タブレット専用画面を提供するため、システムを開発。【平成31年1月導入予定】【取組例①】

○ e-Taxの利用手続を簡便化。

i) マイナンバーカード方式の導入：マイナンバーカードによるe-Tax利用者に、よりスムーズな利用環境を提供。

ii) D・パスワード方式の導入：上記以外の方でも、対面による本人確認に基づき事前に税務署長が通知したD・パスワードによるe-Taxの利用を可能に。

【平成31年1月導入予定】【取組例②】

年末調整手続の簡便化を進めます！

○ 従業員の皆様が、保険会社等から電子的に交付された控除証明書等を活用して簡便・正確に控除申告書を作成し、勤務先に提出できる仕組み（年末調整控除申告書作成システム）を提供。

【平成32（2020）年10月導入予定】【取組例③】

申告手続きのデジタル化の推進（個人の皆様向け）

【取組例①】スマートフォン・タブレットによる電子申告

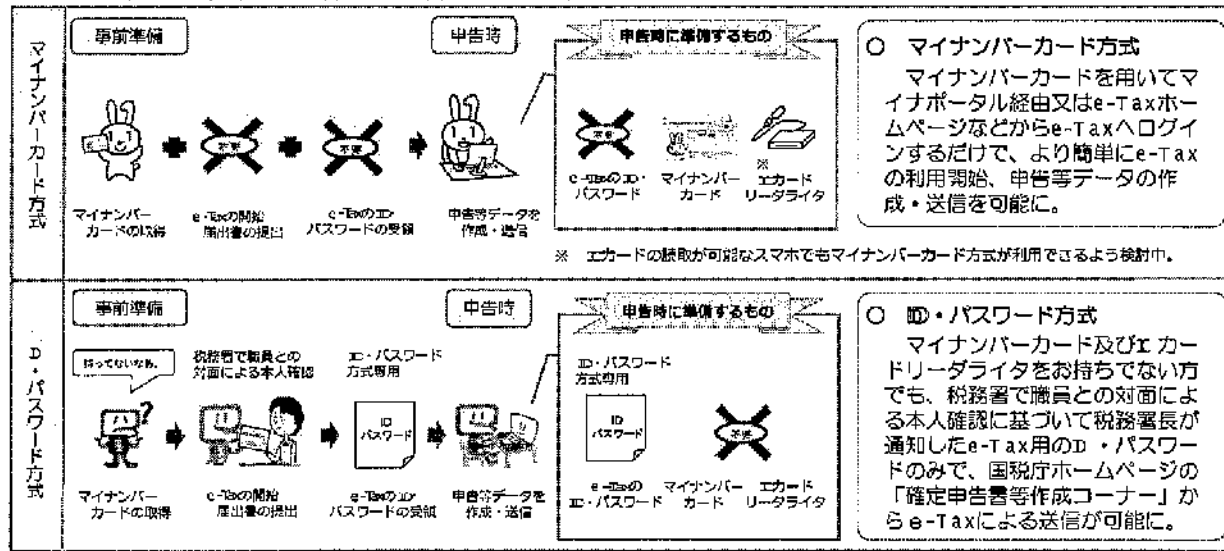
利用者の多い一般的な給与所得者の医療費控除又はふるさと納税等による還付申告を対象としたスマートフォン・タブレット専用画面を開発し、電子申告の普及を進めます。

申告手続きのデジタル化の推進（個人の皆様向け）

【取組例②】e-Tax利用手続の簡便化

現行方式ではID・パスワードに加え、マイナンバーカード・エカードリーダーによる本人認証が必要ですが、平成31年1月からは以下のような簡便な方式の利用も可能となります。

～平成31年（2019年）1月以降のe-Taxの利用のイメージ～

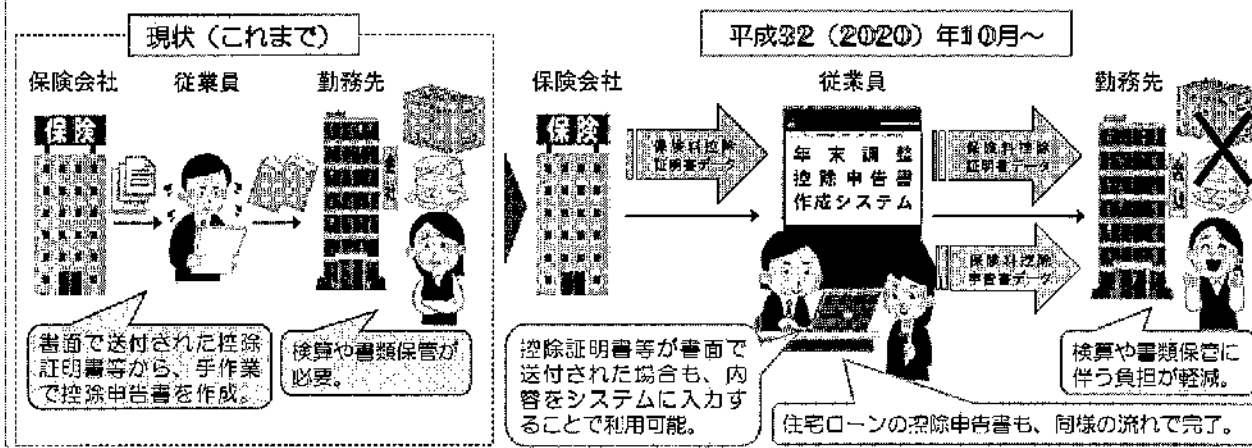


申告手続きのデジタル化の推進（個人の皆様向け）

【取組例③】年末調整手続の簡便化

ICTの活用による年末調整手続の簡便化のため、**年末調整控除申告書作成システム**（※）を提供します。
【平成32（2020）年10月導入予定】

- ・ 国税庁ホームページからアプリケーションを無料ダウンロード。
 - 控除証明書等のデータを取り込めば、所定の項目に自動転記（簡便・正確に申告書データを作成）。
 - 内容確認後、そのまま勤務先にオンライン提出可能。
- ※ システムの仕様公開を通じ、民間ベンダー等によるシステム開発も促進。



申告手続きのデジタル化の推進（法人の皆様向け）

将来像の実現に向けて（最近の取組）

納税者の皆様が法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう、デジタル化の推進等の環境整備に取り組みます。
 ☆ 平成30年度税制改正により、大法人については法人税等の電子申告が義務付けられました。
 【平成32（2020）年4月以後開始する事業年度（課税期間）について適用】

認証手続を簡便化します

- 法人の電子申告に必要な電子署名の簡便化【平成30年4月以後の申告】【取組例④】

提出情報等のスリム化を進めます

- イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存不要化【平成30年4月以後の申請等】【取組例⑤】

データ形式を柔軟化します

- 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化
 【平成31年4月以後の申告】【取組例⑥】
 （注）財務諸表等についても、データ処理の円滑化の観点からデータ形式を柔軟化【平成32（2020）年4月以後の申告】

提出方法の拡充を進めます

- e-Taxの送信容量の拡大【平成31年1月以後の申告】
- 添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）【平成32（2020）年4月以後の申告】

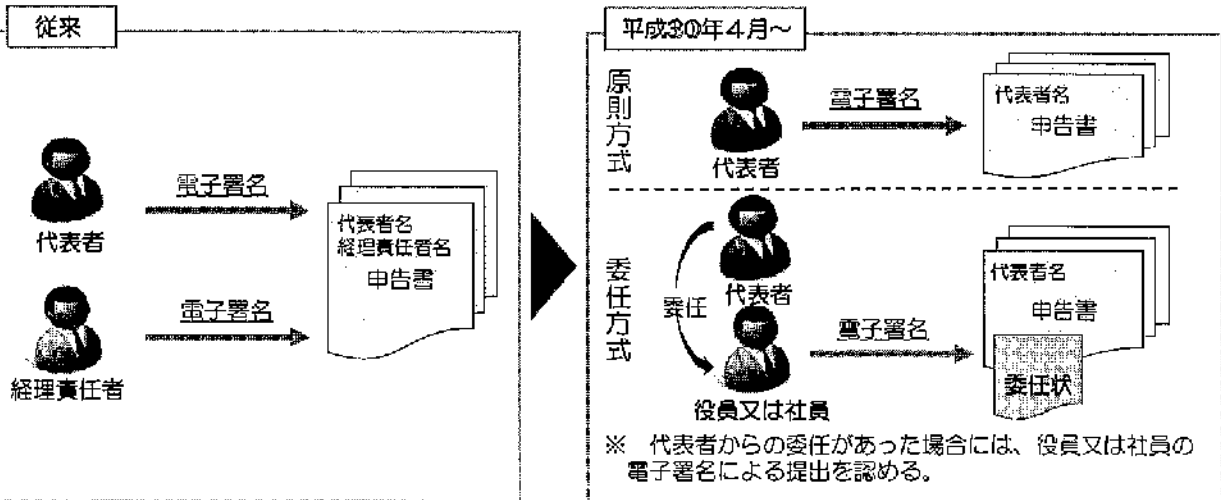
提出先の一元化（ワンストップ化）を進めます

- 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【平成32（2020）年4月以後の申告】【取組例⑦】
- 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除【平成32（2020）年3月以後の申告】

申告手続きのデジタル化の推進（法人の皆様向け）

【取組例④】法人の電子申告に必要な電子署名の簡便化

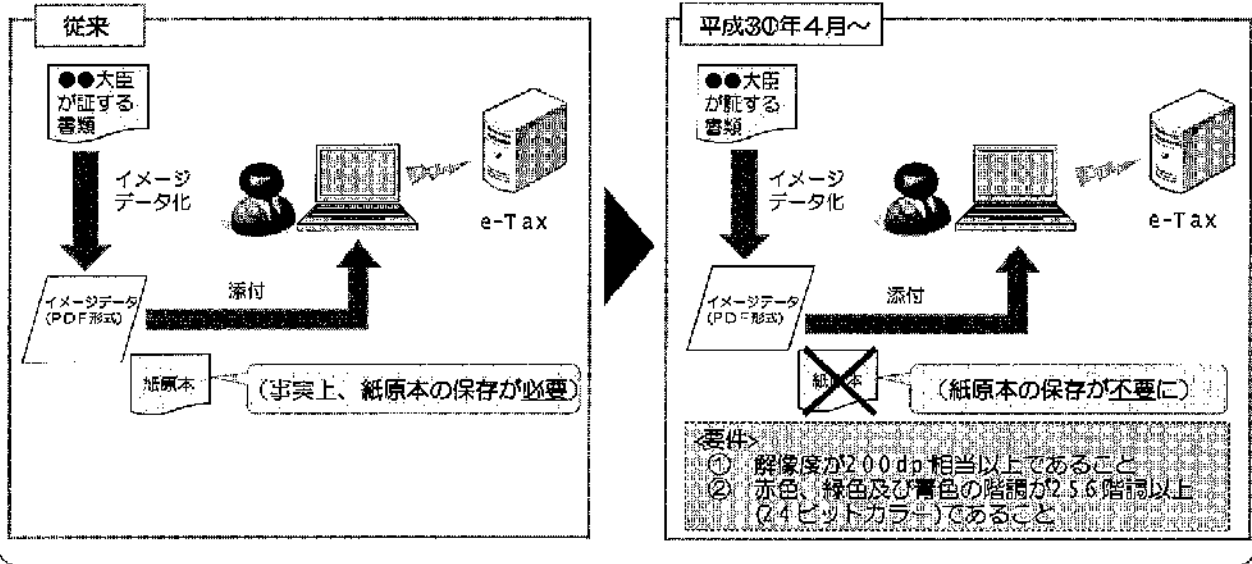
法人税法の改正により、法人の電子申告について、代表者の電子署名のみで提出可能（経理責任者の電子署名は不要）になりました。
 また、代表者の電子署名に代えて、当該代表者の委任状を添付することにより、委任を受けた役員・社員の電子署名で提出することも可能になりました。



申告手続きのデジタル化の推進（法人の皆様向け）

【取組例⑤】イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存不要化

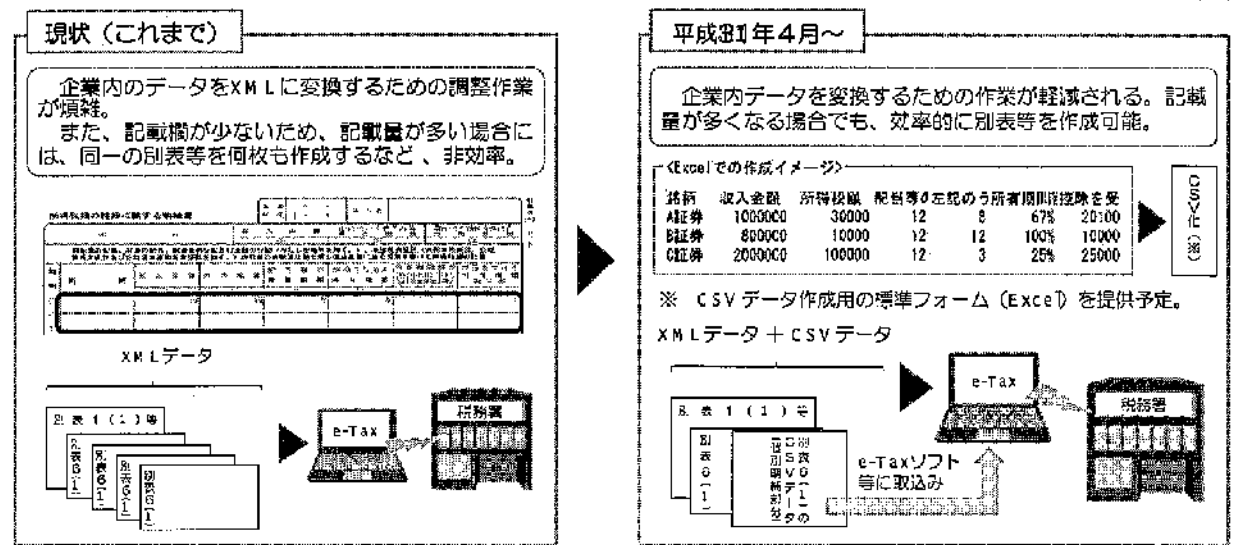
送信するイメージデータについて、一定の解像度・階調の要件を付した上で、紙原本の保存を不要とします。
 ※ 従来は、税務署長の求めに応じて紙原本を提示・提出する義務がありました。これを廃止しました。



申告手続きのデジタル化の推進（法人の皆様向け）

【取組例⑥】法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式の柔軟化

別表のうち明細記載を要する部分(所得税額の控除に関する明細書(別表6(1))など)について、現状のデータ形式(XML形式)に加え、CSV形式による提出を可能とします(国税庁から標準フォームを提供)。
 ※ このほか、勘定科目内訳明細書や財務諸表についても、データ処理の円滑化の観点で踏まえた形で柔軟化。



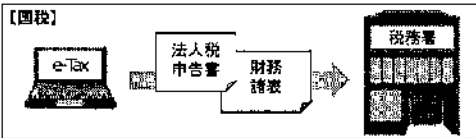
申告手続のデジタル化の推進（法人の皆様向け）

【取組例⑦】 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化

法人税の電子申告により財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携により、法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要にします。

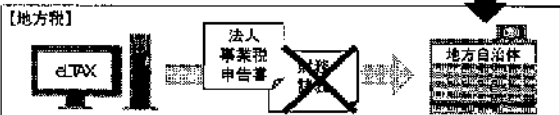
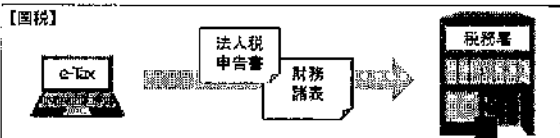
現状（これまで）

法人税の申告、法人事業税の申告それぞれにおいて、財務諸表の提出が必要であるため、同じ財務諸表を税務署及び地方自治体それぞれに提出する必要があります。



平成32（2020）年4月～

国税・地方税当局間の情報連携（バックヤード連携）により、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要になります。



納付手続のデジタル化の推進

将来像の実現に向けて（最近の取組）

ダイレクト納付について、複数の金融機関の口座登録が可能になりました！

- ダイレクト納付の際に利用する預貯金口座を選択可能とすることで、例えば、源泉所得税や法人税等、税金の種類別に異なる預貯金口座を使用してダイレクト納付が可能に。【平成30年1月導入済み】【取組例⑧】

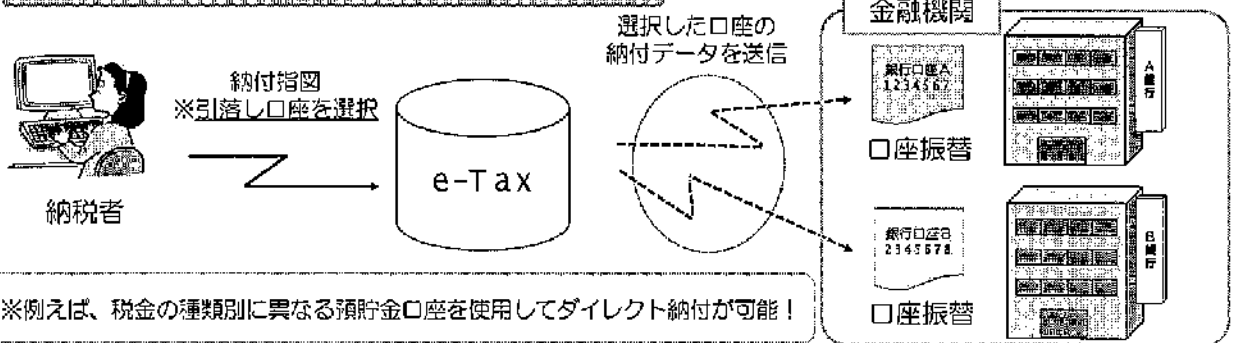
QRコードを利用したコンビニ納付を可能にします！

- 自宅等において、確定申告書等作成コーナー等から納付に必要な情報をQRコードとして出力することで、コンビニでの納付が可能に。※ QRコード（PDF）をスマホに表示させて納付も可能。

【平成31年1月導入予定】



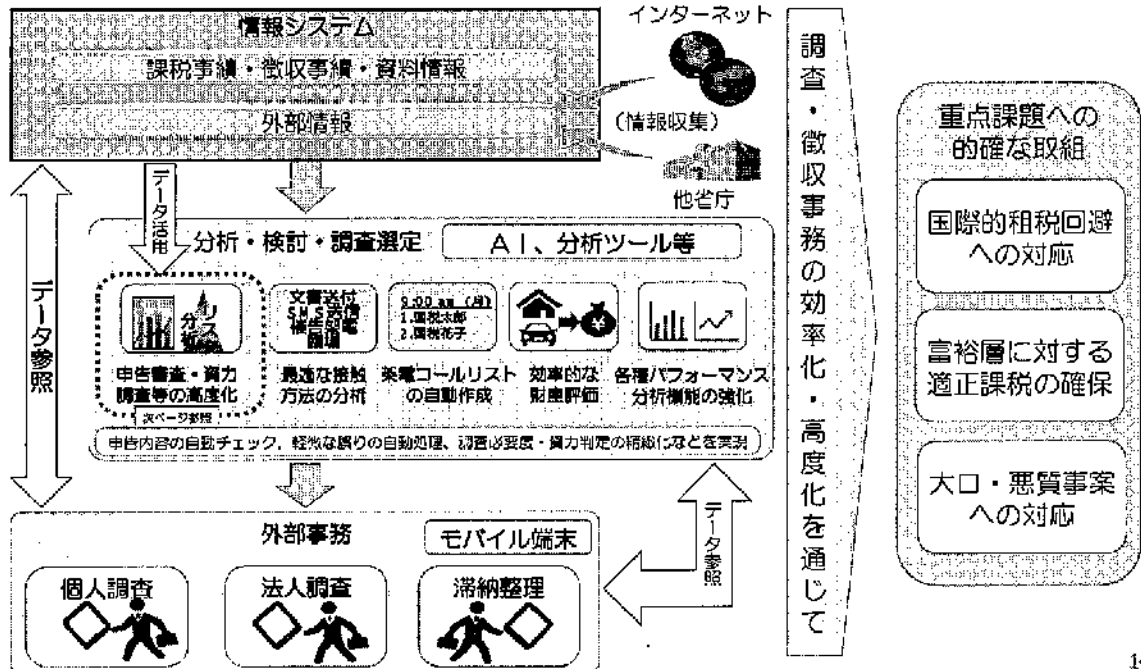
【取組例⑧】ダイレクト納付の複数口座利用



※例えば、税金の種類別に異なる預貯金口座を使用してダイレクト納付が可能！

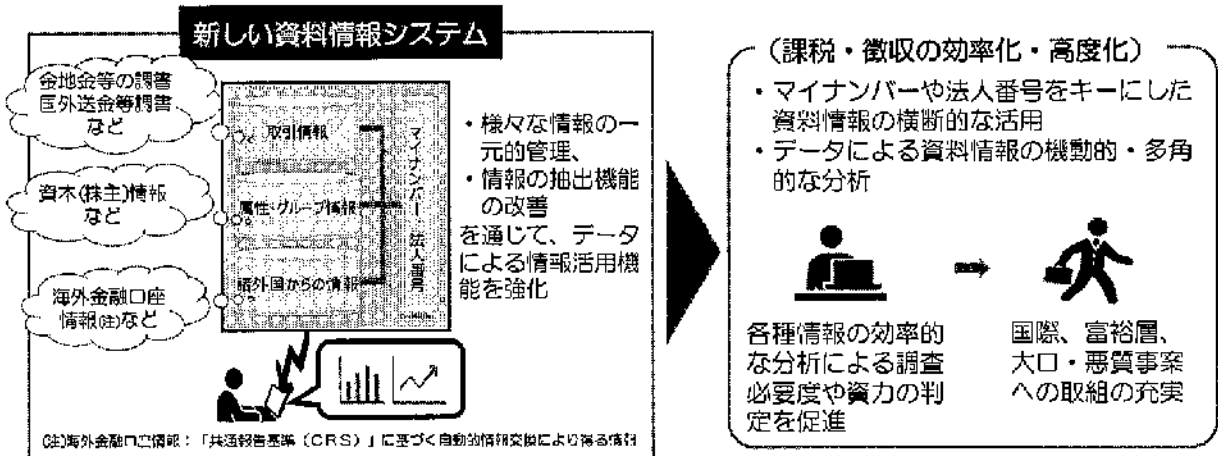
調査・徴収事務でのICT・AI等活用のイメージ

ICT・AI等を活用した効率的かつ高度な調査・徴収事務を目指します。



調査・徴収事務でのICT・AI等活用に向けた現在の取組

調査・徴収事務でのICT・AI等活用に向け、現在、各種資料情報の管理システムの再構築に取り組んでいます。（平成32（2020）年以降導入予定）



組織として保有する各種情報の網羅的な有効活用を促進 ⇒ 申告審査・資力調査等の高度化を通じて重点課題への的確に対応

将来像実現に向けた情報システムの高度化のイメージ

「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に向けて、情報システムの高度化を目指します。

その際、「ICT・AI」の技術動向や働き方の多様化等の経済社会の変化等を踏まえ、将来像に掲げた取組について随時見直しを行います。

1 マイナポータル等を活用した利便性の向上

- 申告時期の案内等、ニーズに沿ったタイムリーな情報配信
- 各種控除証明書等、確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し活用する仕組みを検討

2 必要データの拡充（データの電子化・関係機関とのデータ連携等）

- 関係機関とのデータ連携による、添付書類の削減（制度面等も併せて要検討）
- 外国税務当局から日本の居住者の金融口座情報を入手する等、データの拡充により適切な所得把握を行うことで、適正な課税・徴収を実現

3 システムチェックの強化

- 書面（紙）からデータ中心の事務への転換（ペーパーレス）
- 各種業務処理の簡便化

4 大量反復的な業務の自動化

- 業務処理時間の削減
- 削減された業務量は、調査・徴収の外部事務へ振り向け

5 AI的分析ツールを活用した申告書理や調査選定

- より高度な調査選定や資力判定の実施
- 優先度判定、最適な接触方法の導出

6 モバイル端末を活用した外部業務

- 実地調査や滞り整理における機動的かつ効率的な事務処理の実施

国税情報システム

- ① マイナポータルとの連携強化
- ② 必要データの拡充（電子化等）
- ③ 各種チェック機能の強化
- ④ 自動化ツール
- ⑤ AI・分析ツール
- ⑥ モバイル端末機能 等

（注1）システム面の検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策の導入等、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。
 （注2）本内容については、今後の検討や技術動向等を踏まえ、変更になる可能性があります。 16

参考計数①

【所得税の申告件数（各年分の申告件数）】

	平19	平20	平19との対比
申告件数 (万件)	1,697	2,169	+472 (約1.3倍)
うち遺付 (万件)	659	1,258	+599 (約1.9倍)

【法人数（事務年度末時点）】

	平19	平20	平19との対比
法人数 (万法人)	235	308	+73 (約1.3倍)

【大規模法人数に占める連結法人割合（事務年度末時点）】

	平19	平20	平19との対比
連結法人数 (法人)	1,678	10,783	+9,105 (約6.4倍)
連結法人割合 (%)	4.6	34.2	+29.6Pt

※ 連結納税制度の導入は14年度。

【実調率（事務年度）】

	平19	平20	平19との対比
個人実調率 (%)	2.3	1.1	△1.2Pt
法人実調率 (%)	8.5	3.2	△5.3Pt

※1 事務年度とは、7月から翌年の6月末までの期間をいう。

※2 「個人実調率」は、実地調査（20年分以降は実地着眼調査を含む。）の件数を、税額のある申告を行った納税者数で除したものの。

※3 「法人実調率」は、実地調査の件数を、決算期が到来した法人数で除したものの。

【定員数（会計年度）】

	平19 (ピーク時)	平20	平19(ピーク時) との対比
定員数 (人)	57,202	55,667	△1,535 (約2.7%減)

【国外財産調書の提出件数（各年分の提出件数）】

	平20 (導入時)	平21	平25(導入時) との対比
国外財産調書 (件)	5,539	9,102	+3,563 (約1.6倍)
財産総額 (億円)	25,142	33,015	+7,873 (約1.3倍)

【申告所得税の所記金額が1億円超の者数（各年分の申告人数）】

	平19	平20	#0年前との対比
所得金額1億円超 (人)	17,057	20,501	+3,444 (約1.2倍)

【相続税の課税価格が1億円超の者数（各年分の申告人数）】

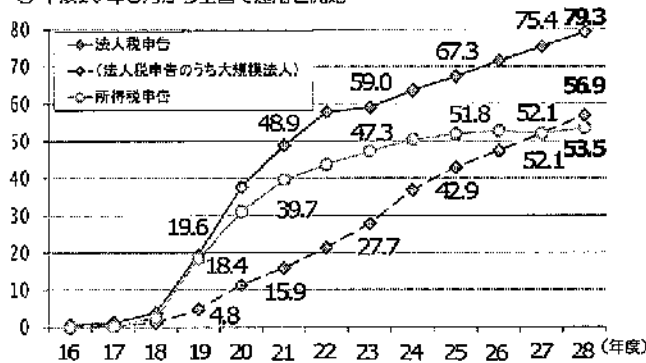
	平19	平20	#0年前との対比
課税価格1億円超 (人)	36,988	42,954	+5,966 (約1.2倍)

※ 上記の人数は、相続税額のある申告書に係るものである。

参考計数②

【e-Taxの利用率の推移（会計年度）】

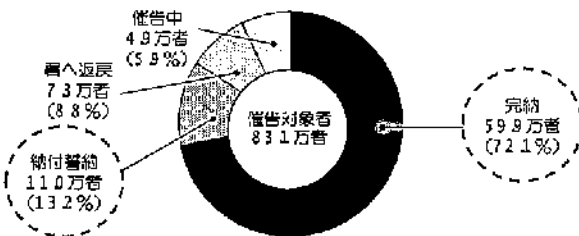
○平成16年6月から全国で運用を開始



※本資料において、大規模法人とは、原則として資本金額が1億円以上の法人をいう。

【納税コールセンターでの滞納整理状況（平成28年7月～平成29年6月）】

○納税コールセンターの集中催告により、全体の8割が完納・納付留約



Topics: データ引継ぎの拡大

○平成29年1月より、地方公共団体で受け付けた確定申告データを税務署に送信する「データ引継ぎ」の運用を開始しています。

○データ引継ぎによる処理効率化で、納税者の皆様への還付を早期に行えるようになるとともに、税務署・地方公共団体双方の事務量が削減されます。

○平成29年分のデータ引継ぎについては、利用団体数、利用件数ともに前年の確定申告期の実績を大きく上回りました。

	平28	平29
利用団体数 (団体)	236	713
利用件数 (件)	144,914	455,302

○国税庁としては、引き続き、地方公共団体等との連携・協力を進めます。

参考リンク

○ 税務行政の将来像～スマート化を目指して～

<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraizou/index.htm>

○ e-Taxの利用手続を簡便化します（個人の皆様向け）

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/kojin_e-tax_ryou2.pdf

○ 大法人の電子申告の義務化の概要について

<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>

○ 法人の皆様向けの利便性向上施策

<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/sesaku.htm>

○ ダイレクト納付口座の複数利用の開始について

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/fukusu_kaisi.htm

○ 国際戦略トータルプラン-国際課税の取組の現状と今後の方向-

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/strategy/index.htm>

○ このほかの取組についても、国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/>

3. 書面添付制度（税理士法第33条の2）及び意見聴取制度（同法第35条）の運用現況に関して

納税者の税務申告の誠実度を高めるための制度の一つとして、日本では税理士法の規定に基づく書面添付制度によって申告書が税法などが適正に作成されたかどうか、及び課税標準計算の具体的な内容などに対して税理士が記述し署名捺印する書面添付制度があって、このような書面を提出した場合には国税庁からの税務調査の際に、まず担当税理士に意見を聴くことにする意見聴取制度があると知っております。

平成29年度税務調査・書面添付制度アンケート集計結果

業務対策部

税務調査アンケートは、昭和43年から毎年実施しており、本会会員が受けた税務調査について、①税理士法（以下「法」という）に規定されている関与税理士及び税理士法人への「調査の通知」の実施状況、②調査の内容、③調査官の対応などの実態把握を目的とし、併せて会員からの税務行政に対する意見要望についても提出してもらっている。

また、法第33条の2の書面添付制度についてもアンケートを実施し、会員の活用状況を把握し、同制度の普及推進に資することとしている。

集計結果は、当部で前回までの結果と比較検討、分析し、会報掲載して会員の参考に供するとともに、税理士業務の改善・進歩に資するよう、また、国税当局と協議する際の資料とするなど活用することとしている。

【実施内容】

- (1) 対象期間 平成28年7月1日から平成29年6月30日
- (2) 時 期 平成29年7月25日発送、回答期限8月19日
- (3) 発送件数 6,000件（平成29年6月現在の開業税理士会員及び税理

士法人会員の中から無作為抽出)

(4)回答数 1,716通 (うち税理士法人会員83通) [前回 1,676通 (法人会員98通)]

(5)回答率 28.6% [前回27.9%]

[●第一部・省略]

●第二部 書面添付制度アンケート ◆税理士の権利と納税者の信頼のために◆

★添付の有無について

回答数 1,512	有 - 349 (23.1%)	無 - 1,163 (76.9%)
-----------	--------------------	-------------------

Q18. 書面添付の有無

書面の添付 回答件数	回答件数		書面添付 有無計 回答件数	回答件数	
	件	%		件	%
回答件数	1,512件	100.0%	回答件数	1,512件	100.0%
全て添付している	50件	3.3%	添付している	349件	23.1%
一部添付している	299件	19.8%			
今は添付していないが 今後添付する予定	86件	5.7%	添付していない	1,163件	76.9%
過去に添付していたが 今は添付していない	43件	2.8%			
添付していない	1,034件	68.4%			

回答件数1,512件のうち「書面添付をしている」ものは349件で23.1% (前回22.1%)、「書面添付をしていない」ものは1,163件で76.9%

(前回77.9%)であり、割合で見ると昨年に引き続き「書面添付をしている」ものが微増する結果となった。

Q19. 書面添付件数

区分 税目・件数	① 総申告 件数	② 添付した 件数	③ 意見聴取 件数	④ 意見聴取 後の調査 移行件数	⑤ 調査省略 通知書の 件数	⑥ 意見聴取 がない ままの 税務調査 件数	⑦ 実地調査 移行後の 修正申告 件数	⑧ 報酬の 請求を した件数
法人税(消費税含)	10,483件	4,201件	154件	45件	98件	7件	70件	530件
所得税(消費税含)	11,099件	1,692件	8件	5件	1件	1件	9件	424件
相続税・贈与税	976件	490件	19件	10件	8件	0件	8件	99件
その他国税	4件	2件	0件	0件	0件	0件	2件	0件

書面添付の件数については、法人税（消費税含む）の総申告件数10,483件のうち書面添付をした件数は4,201件で40.1%（前回70.5%）、所得税（消費税含む）の総申告件数11,099件のうち書面添付をした件数は1,692件で15.2%（前回46.4%）、相続税・贈与税の総申告件数976件のうち書面添付をした件数は490件で50.2%（前回54.7%）であり、添付比率は昨年度上昇した反動で、今年度は大きく下がる結果となった中で、相続税・贈与税の比率は比較的安定している。

Q20. 意見聴取がないままの税務調査件数

	意見聴取 ないままの 件数	無予告 調査だった 件数	不明
件	8件	3件	5件
%	100.0%	37.5%	62.5%

意見聴取がないままの税務調査件数については、無予告調査が3件であり、その他が5件であった。なお、書面添付制度を利用している場合、税務調査へ移行する前に意見聴取を行うことが原則であるが、

無予告調査の場合や添付書面に全く記載されていない等の場合には意見聴取を行うことなく税務調査が行われることに留意されたい。

Q21. 書面を添付している理由(複数回答)

回答件数	件	%
		348件
税務調査の省略化	206件	59.2%
業務品質の向上	179件	51.4%
税理士の権利	128件	36.8%
業務上の責任範囲を明確化	115件	33.0%
顧問先に対するアピール	113件	32.5%
金融機関に対するアピール	36件	10.3%
その他	31件	8.9%
不明	20件	5.7%

書面添付をしている主な理由は、①税務調査の省略化、②業務品質の向上、③税理士の権利、の順となっており、③は昨年度の業務上の責任範囲を明確化、と入れ替わっている。また、その他の理由として、①顧問先の要望、②責任範囲の明確化、などの回答があった。

Q22. 書面を添付していない理由(複数回答)

回答件数	件	%
		1,163件
時間や労力がかかり煩雑	606件	52.1%
添付する効果が不明	577件	49.6%
報酬の請求が困難	364件	31.3%
科目内訳書及び概況書で十分	358件	30.8%
責任問題やリスクが心配	246件	21.2%
記載方法が難しい	119件	10.2%
税務調査があった方がよい	103件	8.9%
顧問先の理解が得られない	89件	7.7%
顧問先の選別化につながる	54件	4.6%
その他	102件	8.8%
不明	25件	2.1%

書面添付をしていない主な理由としては、①時間や労力がかかり煩雑、②添付をする効果が不明、③報酬の請求が困難、などであった。また、その他の理由として、①顧問先にメリットが伝わりにくい、②義務ではない、③事業規模等の点からみて添付をしても意味がない、④過去に書面添付を無視して調査を受け、書面添付は形式だけで、調査とは関係ないと言われた、などの回答があった。

Q23. 書面添付制度に対する意見及び要望

[アンケート回答中の主な意見・要望事項]

- 継続しつつ改善を図っていただきたい。
- 実施目的と効果の説明が不足している。
- 法制化すれば手間ヒマかかっても、対応すると思う。
- 具体的な記入例を公表してほしい。
- 添付事例を研修してほしい。

[意見・要望事項のまとめ]

書面添付制度については積極的に利用するつもりであるといった肯定的な意見もある一方、書面添付制度を利用する効果が不明確という意見や様式の簡素化を望む意見も、昨年度に引き続き多かった。今後は、書面添付制度がより活用されるような様式の改良やこれによって調査が省略されたケースの紹介などによって、制度がよりいっそう定着することが望まれる。

また、国税当局においては、書面添付がされている場合には、添付された書面に全く記載がないなどを除き、事前通知前の意見聴取を必ず行うよう徹底されることを望む。

今後も引き続き、登録時研修等で書面添付制度に関する周知をし、その普及・定着を図っていきたい。なお、各支部においても、税務署との書面添付制度に関する議題を取り入れた協議会及び研修会等を実施してほしい。

